

## 単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程

平成 11 年 4 月 1 日 危保規程第 3 号  
改正 平成 20 年 4 月 18 日 危保規程第 8 号  
最終改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 14 号

### 第 1 目的

この業務規程は、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成 17 年 10 月 26 日付け消防危第 245 号各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う単独荷卸しに係る仕組みの評価（以下「評価」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 評価の対象

評価の対象は、単独荷卸しに係る仕組み（以下「仕組み」という。）に定める単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件、単独荷卸しに必要な安全対策設備、単独荷卸しに係る作業の内容、運送業者が移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者等に行う教育訓練の内容並びに運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所又はガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し若しくは取り扱う次に掲げる危険物施設（以下「給油取扱所等」という。）の所有者等（以下「関係者」という。）に対する教育内容等とし、通知の第 2 に定める給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件として記載されている事項について評価を行うものとする。

- 1 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
- 2 地下タンク貯蔵所

### 第 3 評価委員会

- 1 評価の公正かつ効率的な実施に資するため、協会に単独荷卸しに係る仕組みの評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、職務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 4 評価の申請

初めて評価を受けようとする者は、評価申請書に関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

### 第 5 評価及び評価結果の通知

- 1 理事長は、関係書類により評価を行い、評価を受けた者に対し評価結果を通知する。
- 2 理事長は、評価に当たり、委員会に評価に係る意見等を求めることができる。

### 第 6 定期調査

- 1 評価を受けた者は、評価を受けた日から起算して 1 年を超えて、引き続き運送業者（自

ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。)に単独荷卸しを行わせ、又は自ら単独荷卸しを行おうとするときは、理事長の行う調査(以下「定期調査」という。)に適合しなければならないものとする。

- 2 定期調査の実施時期は、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する実施細則(平成11年4月1日危保規則第4号。以下「実施細則」という。)第4に規定する評価結果の通知に記載された日を越えてはならないものとする。
- 3 定期調査の項目は、基本調査(運行管理者及び危険物保安監督者(以下「運行管理者等」という。)の教育の評価に係る項目を除く。)に係る項目及び運行管理者等の教育の評価に係る項目のうち、評価内容に応じて、理事長が定める項目とする。
- 4 1の定期調査を実施した結果、不適合となり、理事長からその旨の通知を受けた者は、実施細則第4に規定する評価結果の通知に記載された日の翌日から3か月以内に1回に限り、改めて当該不適合に係る定期調査を受けることができるものとする。
- 5 1の定期調査に係る手続き等については、第4及び第5に準ずるものとする。

#### 第7 評価内容の変更

- 1 評価を受けた者が、当該評価に係る仕組みの変更を行おうとするときは、あらかじめ理事長に申請し、当該仕組みの変更について評価を受けなければならない。
- 2 1の評価内容の変更に係る評価の手続き等については、第4及び第5に準ずるものとする。

#### 第8 評価結果の取消し等

理事長は、評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、評価結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。  
評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

#### 第9 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。  
立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

#### 第10 申請の不受理等

##### 1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第8に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第8に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくな

った日から5年を経過していない場合

(5) その他理事長が試験確認を行うことが不相当であると認める場合

## 2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1) 性能評価業務において不適合又は未実施となった場合で改めて当該性能評価を申請する場合に、当該不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

## 第11 手数料

1 手数料の額は、次の(1)から(3)に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費の額を加算した額とする。

(1) 第5に定める評価

次の各項目に掲げる額の合計とする。

ア 基本手数料

単独荷卸しの仕組みを構築する者	契約運送業者の数	基本手数料
石油供給者	10 以下の場合	370,000 円
	11 を超え 20 以下の場合	410,000 円
	20 を超える場合	450,000 円
自ら単独荷卸しを行う運送業者		370,000 円

イ 運行管理者等の教育の内容の評価に係る手数料

教育の内容に応じて理事長が別に定める額

(2) 第6に定める定期調査

次のアの上段又は下段のいずれかとイの各項目に掲げる額の合計とする。

ア 基本調査手数料

申請した給油取扱所等の数	基本調査手数料
400 以下の場合	290,000 円
400 を超える場合	290,000 円に 400 を超えた給油取扱所等の数を 400 で除して得られた数値(得られた数値が小数点以下となった場合は切り上げる。)に、80,000 円を乗じた金額を合算

イ 運行管理者等の教育の評価に係る手数料

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (ア) 運行管理者の教育（1箇所）    | 120,000円 |
| (イ) 危険物保安監督者の教育（1箇所） | 60,000円  |
- (3) 第7に定める評価内容の変更
- |       |                |
|-------|----------------|
| ア 重変更 | (1)の額に0.7を乗じた額 |
| イ 軽変更 | 20,000円        |
- 2 旅費の額は、協会の職員等一人につき次に定める額の合算額とする。
- (1) 日当
- |       |        |
|-------|--------|
| 1日につき | 2,200円 |
|-------|--------|
- (2) 宿泊料
- |           |         |
|-----------|---------|
| 甲地方 1日につき | 10,900円 |
| 乙地方 1日につき | 9,800円  |
- (3) 交通費相当額
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

## 第12 その他

- 1 理事長は、評価を受けた者が運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に単独荷卸しを行わせ、又は評価を受けた者が自ら単独荷卸しを行うこととしている給油取扱所等を管轄する行政機関に対し、給油取扱所等の名称等に関する情報の提供を行うことができる。
- 2 理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。  
臨時調査の実施については、別に定めるものとする。
- 3 この業務規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この業務規程は、平成11年4月1日から実施する。

### 附 則（平成11年10月19日危保規程第30号）

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

### 附 則（平成17年5月6日危保規程第11号）

この業務規程は、平成17年5月6日から実施する。

### 附 則（平成17年12月5日危保規程第18号）

この業務規程は、平成17年12月5日から実施する。

### 附 則（平成30年4月18日危保規程第8号）

- 1 この業務規程は、平成30年4月18日から実施する。

2 旧業務規程における評価を受けた者が、引き続き評価を受けようとする場合は、平成31年9月30日までの間に、第11、1、(1)、イに係る評価を改めて受けること。

附 則（令和6年11月14日危保規程第14号）

この業務規程は、令和6年11月14日から実施する。